] ゲ ル 玉 家 論 の基 本性格

柳 良

高

治

その影響はまことに絶大であった。ハイムのヘーゲル評価と主 ければならない。」「プロイセン国家の反動的思想家へーゲル」 つつも、 旨を同じくする見解は、さまざまなヴァリエイションを伴ない という評価はいうまでもなくハイムに端を発するものであるが 国家の反動的思想家ヘーゲルという非難を計算に入れておかな 対化であるという評価は現在でも少しも変わっていない。ヘー ゲルの政治哲学を論じようとすれば、相変わらず、プロイセン しとしない。「ヘーゲル哲学は国家主義であり、国家権力の絶 れる場合が少なくない。リッターが次のように述べたのも故な 治・社会哲学にかんしては、不当な軽視や一面的な批判がなさ 形式的な論理展開の背後にあって、その内実をなしている政 変わらぬ敬意が払われるにしても、そのきわめて抽象的かつ 今日もなお再生産されているのである。その例証とし ^ ゲルが論じられるとき、 弁証法の側面にかんして

ぎないと見ているのである。

偏った経験」と「独善」にもとづく、たんなる「好 ことはしないのである。」ラスキはヘーゲルの国家論を、「狭い 験とどの程度に合致しているかをその人々に聞いてみるような 押しつけるものである。しかもそのさい、こうした見解をとる 狭い偏った経験から生まれた考え方を社会の他の人々の意思に 見解(ヘーゲルの国家論を指す――引用者)は一言でいえば、 また『政治学入門』では次のように述べている。「このような 人々は、自分たちの考え方から出てくる結果が、他の人々の経 る最高の形式と見たヘーゲル自身の好みに立ったものである。」 理であるよりは、むしろプロイセン国家をおよそ国家の採りう 不完全であるというヘーゲルの主張は、あきらかに一般的な真 の発条としているが、 「国家の個性は長子相続によって選定された君主がいなくては ラスキの国家論はヘーゲル流の「哲学的国家論」の批判をそ 彼は『国家』で次のように述べている。 フレフアランス

らである。彼は、しばしば論議を呼ぶかの命題をまったく言葉 前のフランスの国家や帝制のロシア国家」の是認を意味するか な経験の否定」を見る。なぜなら、この命題は「一七八九年以 キの受け取り方も同様であって、彼はこの命題に「人類の明白 センに現存している通りの」現実を是認したのであるが、ラス(4) よると、ヘーゲルはこの命題によって、「一八二一年のプロイ る」というヘーゲルの命題への反撥に起因している。ハイムに 「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的であ ところで、ラスキのこのような指弾は、より根本的には、

ここではラスキと阿閉吉男氏の見解にふれておこう。

なるほど、ヘーゲルは、国家に対し神的なもの、絶対者、

理

右のような解釈を許す一面があることは否定できない。彼に、性といった述語を与えたのであったから、彼の国家論のうちに

「ロマンティクぎらいのロマンティカー」といった一面がなか

の、したがってヘーゲル国家論の本質である。「人類の明白な経験の否定」、「狭い偏った経験」こそかの命題「人類の明白な経験の否定」、「狭い偏った経験」こそかの命題通りに受け取り、そこにいささかの余蘊をも許さない。かくて、

機体説をとり、歴史的に最高段階たる国家を、当時のプロイセ 保守的立場をとった。第二に、彼の法哲学には種々の領域があ 哲学は、まず第一に、一九世紀初頭のプロイセン絶対主義国家 譜』で次のように述べている。「彼(ヘーゲル―引用者)の法 た。」ラスキがヘーゲルの国家論をプロイセン君主制の 擁護論(で) るが、その主たる領域は国家論であって、ここで彼は、国家有 ハラーの反動的立場とを克服するプロイセン官許のものとして、 の基盤の上に成立したものであって、フリースの革命的立場と し出している。しかし、阿閉氏においてもヘーゲルの国家論は ととらえるのに対し、阿閉氏はプロイセンの官僚制を前面に押 が官僚である、と説いて、プロイセンの官僚制国家を擁護し の中核たる憲法論において、国家権力のヘゲモニーを握るもの ン国家に求めて、これを謳歌した。第三に、彼は、その国家論 というほかはない。 それ以上でもそれ以下でもないのである。おどろくべき単純化 徹頭徹尾当時の現実と表裏一体をなすものとしてとらえられ、 次に阿閉吉男氏の見解を見よう。阿閉氏は、『市民社会の系

つ、彼の国家論の基本的な性格を考えてみたい。きらかに過度な一面化である。以下、ヘーゲルの叙述に即しつ失ってはならないであろう。現実の単純な反映という見方はあ々の表現にとらわれて、その国家論が内的に意味するものを見ったのではない。しかしながら、ヘーゲルの著作に現われる個

=

の原理のもつ途方ない強さと深さは、主体性の原理がおの うことにある。」(§260.) ここにはヘーゲルが構想する国家像 こうして主体性の原理そのもののうちに実体的統一を保つとい と同時に、この主体性の原理を実体的統一のうちへ連れ戻し、 を完成して人格的特殊性という自立的な極点になることを許す 古代国家においては究極のものは国家意志であって、個人は の基本性格が示されている。彼によれば、アジアの専制国家や 致させられなくてはならないのであって、これによって特殊的 らず、まして抑圧されてはならない。それは普遍的なものと一 れに対し近代国家においては、「特殊的利益は無視されてはな な性格が浮び上ってくる。普遍的なものは特殊者自身によって に」実現しようとするとき、彼の国家論のきわめて理想主義的 しかもヘーゲルがこの統一を「主体性の原理そのもののうち 利益そのものも普遍的なものもともに維持されるのである。」 「なんらの内面性も権限も」もたなかった (Ibid., Zus.)。こ (§261.) 特殊と普遍の真の統一こそ近代国家の課題である。 ヘーゲルは近代国家の本質を次の点に見ている。「近代国

のである。

る。」(8258.)ヘーゲルのこの理想は生涯変わることがなかっ り、目的であって、諸個人の使命は普遍的生活を営むことにあ である。「合一そのものがそれ自身、諸個人の真実の内容であ 自己の民族のために生きること、公共的なものに捧げつくされ それは、しばしば指摘されるように、ギリシャの都市国家にそ ○年のちの『法哲学』をも貫いていることは次の一文に明らか た普遍的生活を営むこと」の謂である。そして同じ理想が約二 絶対人倫とは、「自己の民族のうちに、自己の民族とともに、 の想源をおく。一八〇二年に書かれた『人倫の体系』において して、生涯、強い理想に導かれていたものと思われる。そして このいわば永遠の課題を国家に託したのである。 義務の結合という命題によって、まさに全体が個のために存在 のなにものでもないからである。」(Ibid., Zus.)彼は、権利と という両面がある。それはまさに国家が自由の概念の組織以外 務として要求するところのものがそのまま個人の権利でもある がいえるであろう。「義務と権利との結びつきには、国家が義 し、個が全体のために生きるような関連を希求したのであり、 「絶対人倫」と呼ばれるものがその理想の所在を示している。 もともとヘーゲルは人間の共同生活の本来的なあり方にかん ヘーゲルが権利と義務の結合について語るときにも同じこと

をぬきにしては効力をもちもしないし、貫徹もされないのである。」(§260.)

だから、ヘーゲルは国家の市民社会に対する関係を「外面的 必然性」としてだけとらえるのではなく、「内在的目的」として とらえるのである(Vgl., \$261.)。「外面的必然性」と「内在 的目的」という二重の関連は市民社会自体のもつ二重性に即応 している。国家が市民社会に対して「外面的必然性」であると いうことは、市民社会が特殊と普遍の統一を実現しえないこと を意味する。しかし前者は同時に後者の「内在的目的」でなければならない。すなわち、古代国家やアジアの専制国家と本質 を異にする近代国家は、市民社会の完成者、「調停者」(Vgl., \$185, Zus.) として、市民社会における肯定的なものを真に生 かすものでなければならないのである。

は特殊性を第一の原理とする。とはいえ各個人は他者との関連る。彼の目的はもっぱら自己の欲望の充足であって、市民社会この個人の具体的な内容をなすものは自然的経済的な欲望であへ1ゲルによれば、市民社会の成員は自立的な個人であり、

彼はこれを近代という歴史的現実のうちにくぐらせ、歴史的現た。しかし彼はこれをたんなる理想として保持したのではない。

経済法則として、次に万人に抽象的に妥当する法律的諸権利と まず各個人の経済活動が織りなす社会的関連とそこに貫徹する 民社会に普遍性の原理が欠けているのではない。そしてそれは に入りこむことなしには自己の欲望をも充足できないから、 利私益の追求のみをこととし、「あらゆる方面に発展して思い 倫的同一性」を形成しえないことである(§186.)。各個人は私 けるこの統一は、「両原理がそれぞれ自立しているために」「人 してあらわれる。こうして市民社会は特殊と普遍の両原理の統 困」(§185.) の光景を呈することを免れがたい。そしてヘーゲ 序」(8255.) の支配する市民社会は、「放埒な享楽 と 悲惨な 貧 法律は個人の抽象的権利を表現するだけである。かくて「無秩 のままに活動する」(§184.)だけであり、また、経済法則は個 ちに顕在化している。 ルの見るところではこの傾向はすでにイギリスの貧困問題のう 人のいかんともなしえぬ疎遠な「威力」として個人を支配し、 一としてあることになるが、ここで問題なのは、市民社会にお

国家は市民社会を否定するのではなく、その肯定的な側面を十生産力を高め、個人の固有の権利を擁護する。そしてなによりも、「諸個人の自立と誇りの感情という原理」(8245.) こそはも、「諸個人の自立と誇りの感情という原理」(8245.) こそは市民社会の内部にしか求めえないものである。市民社会は利己市民社会の内部にしか求めえないものである。市民社会は利己市民社会の内部にしか求めえないものである。市民社会は利己したという。

学説のうちにあって代表的な地歩を占めているといえよう。ーゲルの国家論は、その問題把握の鋭さにおいて、かかる国家代国家学説および社会学説の根本問題」であると述べたが、へと国にこそ、国家の名に価する。レヴィットは普遍と特殊・公ときにこそ、国家の名に価する。レヴィットは普遍と特殊・公全に発展せしめてこそ、すなわち市民社会の内在的目的である

Ξ

益であるかを最終的に判断する主権者が存在しなくてはならな 己の特殊的利益にはまり込んでいるとすれば、なにが普遍的利 的組織を意味し、君主権、統治権及び立法権に区別された三権 基礎づけるかということである。市民社会の成員がそれぞれ自 に自由な主体性の原理があることに耐えなければならない 理は要するに主体性の自由であり」、近代国家はおのれのうち いこうとするものであることが分るであろう。「近代世界の原 ながら、君主権が「最終意志決定としての主体性の権力」であ 主権といえども全体から遊離してはならないのである。しかし が互いに他の契機を自己のうちに含むことによって、各権が 直線に通じている。なるほど彼の説く政治的国家は国家の有機 てヘーゲルにおいては、国家主権論から世襲君主制への道は一 い。ここに国家主権論の展開されねばならぬ所以がある。そし 「一個の個体的全体」を形成しなければならない(8272)。君 (§273, Zus.)。そこで次の問題は彼が普遍性の立場をいかに 以上でヘーゲルの国家論があくまで主体性の原理を生かして

場は君主の手中にある。対するその優越は否定すべくもない。要するに主権=普遍の立対するその優越は否定すべくもない。要するに主権=普遍の立り、「全体の頂点及び起点」(8273.)である以上、他の二権に

によってその地位に即く。 はない、というのである。 もっては律しえないものであるから、自然的なものというほか 自然性の規定が含まれている。」(§280.) 意志の純粋な自己規 がって直接的な個別性である。それ故その概念自体のうちには 己は、右のような抽象的なあり方においては単一であり、した これが「主体性」の規定であるが、「国家意志のこの究極の自 得する。ところが、「主体性はその真のあり方において はただ るのは、「もっぱらおのれ自身を確信している主体性としてだ 定は、自己以外のいかなるものによっても媒介されず、理性を 国家のみであるが、国家主権は君主の存在を要求するのである。 主体としてのみ存在する」のであって、ここに君主が導かれる してだけである。」そしてこのことによって国家は個体性を獲 けであり、意志の抽象的な、そのかぎりで無根拠な自己規定と よって世襲君主に到達する。彼によれば、主権が現実に顕現す ヘーゲルは国家主権から、「主体性」と「自然性」の規定に つまり、彼によれば、主権をもつのは君主ではなく、 かくて君主は「自然的出生」(Ibid.)

意志す」(§280, Zus.)によって決意するところのものである。れがいまや君主に委ねられた。公共の福祉とは、君主が「われしておのれを個別性へと規定する普遍性」(§278.)であり、こ上権とは、「一切の特殊性と規定性とをおのれのうちで揚棄

系』における「絶対統治」論をふり返る必要がある。 「外面的強制」と「内在的目的」、公人と私人との矛盾を解か に、さらにはたんなる物理的自然に引き渡されたことは、この に、さらにはたんなる物理的自然に引き渡されたことは、この に、さらにはたんなる物理的自然に引き渡されたことは、この にいさらにはたんなる物理的自然に引き渡されたことは、この が過れたことは、この が出れたことは、この が出れたことは、この が出れたことは、この が出れたことは、この が出れたことは、この はいってよいであろうか。ここで『人倫の体 の体の体 がお君主という一個人 とがよれたことは、この はいるこの君主の資格を定めるものは特別な能力ではなく、ま

個体性という実在的、 ちにとり込むであろう死の間際にいてすでに半ば死んでいる。」 分の職務であるように見える。しかし、「第一の身分それ自身 形態及び実在の側面を喪失しており、個体を普遍的なもののう 個体性が自己を構成することが消失している。 きている人々」、すなわち「長老」 (Alten) と「祭司」 (Priester) 存在をいわば放棄してしまって端的に理念的なものにおいて生 それを超えているような人々に託されることになる。「現実的 ぎない。そこでこの統治は第一の身分に所属しながらも、なお は身分に対する身分」、すなわち特殊に対する特殊であるにす の職務はだれに託されるか。それは「第一の身分」たる絶対身 民身分の三者から成る。そしてこれら三身分間の関係を調整し 身分(貴族)と正義 (Rechtschaffenheit) の身分(市民)と農 て全体の有機的統一を維持する職務が絶対統治といわれる。 がそれであり、この両者は実際には一致する。「高齢者からは 『人倫の体系』における国家は身分国家であり、身分は絶対 特殊的なものを失っていることによって 彼は生のうちの

ただ彼らだけが自己の身分の外部にあって、すべての人々の上ただ彼らだけが自己の身分の外部にあって、すなわち神及び自然、祭司及び長老たちにだけ全体の維持は結びつけられうる。然、祭司及び長老たちにだけ全体の維持は結びつけられうる。然、祭司及び長老たちにだけ全体の維持は結びつけられうる。然に対する普遍性そのもの」である。かくてヘーゲルはここでないるからである。」このような絶対統治者こそ「絶対的に特殊に対する普遍性そのもの」である。かくてヘーゲルはここでない。「人倫はその領域から自然という無意識的なものへと逃れる、「人倫はその領域から自然という無意識的なものへと逃れる。

右の絶対統治者の資格規定は『法哲学』における「自然性」という規定の意味をあきらかにしてくれる。市民社会においてという規定の意味をあきらかにしてくれる。市民社会においてという規定の意味をあきらかにしてくれる。市民社会に扱うないであろうか。しかし社会の外には自然がある。ベーゲルは普遍の最終的な拠点をそこに求めたのである。『人倫の体系』の長老・祭司が、特殊を普遍のうちに吸引する死=自然の間近にいることによって、特殊的利害にとらわれるでとなく諸身分間の利害を絶対的に調整しうるように、『法哲学』の君主は、社会的存在としてではなく自然的存在として、社会における一切の特殊的なものと制約されたものとに超然た社会における一切の特殊的なものと制約されたものとに超然た対会における一切の特殊的なものと制約されたものとに超然たりうるのである。

た。けれどもこのアンチノミーは、彼がそれを国家論の核心には特殊と普遍というアンチノミーを解くことを自己の課題とし人倫の自然への逃避はヘーゲル国家論の破綻を意味する。彼

アンチノミーでしかないであろう。

「公選」と「承認」、「促進」と「監督」とは再び解けないたのでいに、政府は職業団体の利益を「促進」するとともに、このさいに、政府は職業団体の利益を「促進」するとともに、これに対して「監督」と「監督」は、職業団体の管理者に対して、行利害関係者の公選」と「監督」は、職業団体の管理者に対して、おこなわれることによって可能となるという(\$288.)。しかし、この「公選」と「承認」、「促進」と「監督」とは再び解けないこの「公選」と「承認」、「促進」と「監督」とは再び解けないての「公選」と「承認」、「促進」と「監督」とは再び解けないこの「公選」と「承認」、「促進」と「監督」とは再び解けないであろう。

るのである。」この一文はヘーゲルの国家論を念頭において書るのである。」この一文はヘーゲルの国家論を念頭において書いたとえそれがまだ社会主義的な要求によって意識的にみたされたとえそれがまだ社会主義的な要求によって意識的にみたされたとえそれがまだ社会主義的な要求によって意識的にみたされたとえそれがまだ社会主義的な要求によって意識的にみたされたとえそれがまだ社会主義的な要求によって意識的にみたされたとえそれがまだ社会主義的な要求によって意識的にみたされたとえそれがまだ社会主義的な要求によって意識的にみたされたとえそれがまだ社会主義的な要求によって意識的にみたされたとえぞれがまだ社会主義的な関係である。しかも政治的国家はそれだけの諸要求を含んでいるのである。しかも政治的国家はそれだけの諸要求を含んでいるのである。しかも政治的国家はそれだける特殊と普遍の統一という理想主義的な思定している。だが、それはまた同様に到るところで、理性が製造されている。という世紀を対したのと思いたと、それの正式が表示という理想主義的において書

性格と思想史におけるその意義とが、ここに、簡潔に把握され によっては到底尽くすことのできないヘーゲル国家論の基本的 なかに究めること、それがマルクスの仕事となる。 ているといってよい。そして、特殊と普遍の統一の現実的条件 かれていると思われる。プロイセン国家の擁護論といった見方 を「実在的な諸前提」のうちに、すなわち市民社会そのものの

- (1) J. Ritter, Hegel und die französische Revolution, 1965, S. 8. 出口純夫訳、七頁。
- (α) H. Laski, The State in Theory and Practice, 1935,

p. 18. 石上良平訳、四頁。

- 4 pared by M. Wight, 1951, p. 25. 横越英一訳、三五頁。 R. Haym, Hegel und seine Zeit, 1857, S. 366. H. Laski, An Introduction to Politics, new ed. pre
- (5) H. Laski, The State in Theory and Practice, p. 57 石上良平訳、三六頁。
- (6) ラスキのような受け取り方が、まず何よりもヘーゲル philosophishen Wissenschaften, 1830, § 6. 自身の意に添うものでないことは『エンチュクロペディ -』に明らかである。Vgl., Hegel, Enzyklopädie den

- 阿閉吉男『市民社会の系譜』、一九五五年、一八一頁。
- P. Vogel, Hegels Gesellschaftsbegriff, 1925, S. 73.

8

- 9 論社)にしたがっているが、若干の変更がある。 §260. 以下引用は本文中に節番号によって示す。Zus. は 二版(一九二一年)。訳文は藤野渉・赤沢正敏訳(中央公 追加を意味する。強調は原文。テキストはG. Lasson の第 Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1821,
- (2) Hegel, Schriften zur Politik und Rechtsphilosophie, hrsg. von G. Lasson, 1913, S. 379.
- 12 第二巻、三頁。 Vgl., Marx u. Engels, Werke, Bd. I, S. 235

(11) K. Löwith 柴田治三郎訳『ヘーゲルからニーチェへ』

- Hegel, ibid., SS. 475-480.

13

- 14 Ibid., SS. 482-487.
- 15 ed., 1960, p. 217. 桝田・中島・向来訳、二四一頁。 Cf., Marcuse, Reason and Revolution, paperback
- (16) Marx u. Engels, ibid., S. 345. 花田圭介訳。強調は

(一橋大学大学院博士課程)